

審議票(2-2)

令和4年6月20日

議題：個人情報の取扱いの制限①（収集の制限等）

関係規定	現行条例		改正法
	第5条		
現行・改正の比較	規定がなくなる	規定が変わる	新規
	・本人外収集の制限 ・センシティブ情報の収集制限	・収集の制限 → 保有の制限等	—
施行条例への規定の可否	・収集の制限そのものは規定できないと考えられる。		

〈項目と論点〉

1 目的の明確化

- ① 改正法は、保有するに当たっての利用目的の特定について規定

2 収集の範囲

- ① 改正法は、保有を「法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合」「特定された利用目的の達成に必要な範囲」に限定

3 手段の適正性

- ① 改正法は、「偽りその他不正な手段による取得」を禁止

4 本人外収集の制限

- ① 改正法に本人外収集の直接的な制限規定はない。保有制限の規定のみから読み取ることは困難
② 本人外収集を抑制的に考えるべきか否か。

5 センシティブ情報の収集制限

- ① 4と同様（改正法の行政機関等の規律には、要配慮個人情報の収集の制限規定はない。）

6 審議会等の役割

- ① 現行の意見聴取手続に代わる審議会等の関与が考えられるか。

〈考え方（案）〉

2 収集の範囲

- ① 共通ルールの下では、保有制限の範囲で収集することになる。

4 本人外収集の制限 5 センシティブ情報の収集制限 6 審議会等の役割

- ① 本人以外からの収集やセンシティブ情報の収集に係る直接的な制限規定がなくなるが、保有の制限の規定から、同水準の保護を図ることができるか。留意すべき点はないか。
② 個人情報の取得等について類型的に審議会等の意見聴取手続を要件とすることはできないとしても、例えば、法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合に審議会等に諮問できるようにすることや、事後的に取扱状況を審議会等に報告するなど、団体内部の手続として施行条例に規定することができるのではないか。

まとめ（主な意見等）

〈「2 収集の範囲」について〉

個人情報の収集（保有）に当たって、改正法第61条では「法令（条例を含む。・・・）の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り」と現行条例より厳格になっている印象である。実務でもこの点は意識して運用していく必要があると思われる。

〈「6 審議会等の役割」について〉

改正法第129条の「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるとき」に当たるとして、新たに条例要配慮個人情報を追加する際に審議会等の意見を聞くことが考えられる。一方で、法の解釈・適用について各自治体の審議会等に諮問することは許されていないと考える。